資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月十七日

掲載頁　五十七頁（号外第五十九号）

平成二十八年三月二十四日

大阪府柏原市国分市場二丁目六番九号

スタディーズ株式会社

代表取締役　長澤　巧

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月十七日

掲載頁　五十七頁（号外第五十九号）

平成二十八年三月二十四日

大阪府堺市堺区北旅籠町西一丁三番二六号

出来産業株式会社

代表取締役　出来　幸一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億円、資本準備金の額を十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月十日

掲載頁　四十四頁（号外第五十四号）

平成二十八年三月二十四日

和歌山市本町二丁目一番地

和島興産株式会社

代表取締役　梅田　千景

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月八日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十二・五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十四日

大阪市北区大淀中一丁目一六番一六号

株式会社プレンプロジェクト

代表取締役　赤澤　夏郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十四日

東京都港区海岸二丁目二番一一号

東京ウォータータクシー株式会社

代表取締役社長　田端　肇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十四日

東京都青梅市新町六丁目一六番地の一六

昭洋工業株式会社

代表取締役　村野　敏郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十四日

兵庫県姫路市夢前町置本三二七番地一六

ヤマサ蒲鉾株式会社

代表取締役　名田　和由

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年三月二十四日

大阪市浪速区元町二丁目二番一二号

株式会社阿波設計事務所

代表取締役　瀬尾　忠治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である市川栄一、アン・クーパーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十四日

神奈川県横浜市神奈川区栄町五番地一横浜クリエーションスクエア一二〇三号

Colortrac Limited

日本における代表者　市川　栄一

限定承認公告

本籍神奈川県厚木市三田三三六五番地四、最後の住所神奈川県厚木市旭町五丁目三六番一一二号　被相続人　亡　小西　斌

右被相続人は平成二十七年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年三月八日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十四日

神奈川県厚木市岡田五丁目一一番四―三〇六号　限定承認者　小西　建

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区杉田四丁目二八九番地、最後の住所横浜市金沢区富岡東一丁目三九番一六号　被相続人　亡　坂下　昌晴

右被相続人は平成二十七年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十四日

神奈川県横須賀市馬堀町二丁目一九番地一七号　限定承認者　坂下　高宏

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市青山三丁目一三番地一七、最後の住所岩手県盛岡市みたけ三丁目一九番一〇号　パークハイツ蘭一〇三号　被相続人　亡　秋田　幸子

右被相続人は平成二十七年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十四日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十四日

長野県茅野市塚原一丁目一一番三〇号

ティースクエアガーデン一〇三号

相続財産管理人　望月早紀子

限定承認公告

本籍東京都千代田区九段南二丁目七番地、最後の住所東京都新宿区新宿一丁目一五番六―七〇三号オリエント新宿　被相続人　亡　鈴木　靜

右被相続人は平成二十七年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十二日東京家庭裁判所に対し、承認又は放棄の期間伸長の審判申立をし、その結果認められた期間内である平成二十七年十二月九日に東京家庭裁判所に対し、限定承認の申述をし、これが平成二十八年三月八日に受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本広告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十四日

兵庫県神戸市東灘区魚崎中町二丁目一〇番一六号

限定承認者　礒田　郁子

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十八年三月七日法務省告示第百三十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

一	四	二四～二三（終りから）	北海道千歳市長都駅前3丁目1番6号―305号	北海道千歳市長都駅前3丁目1番6―305号

平成二十八年二月二十六日掲載の広島家庭裁判所に係る平成二十八年（家）第三〇〇三一号相続権主張の催告中（原稿誤り）

一三一	一	一三	旧生年月日平成	旧生年月日昭和2年6月10日

◉号外　三月二十四日付第六六号一
月二日付参会第八号一二ペ
二八ページ●同日付政府調達第五六号二四ページ●二
―ジ

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）